

投開票事務における ミス発生事例集

平成30年5月

甲賀市選挙管理委員会事務局

1 はじめに

平成29年10月の衆議院議員総選挙で、甲賀市に重大な不祥事が発生しました。これは、小選挙区の開票を行う際、同数となるべき投票者数と開票数に差があったことから、本市選挙管理委員会事務局の職員が、この差を白紙投票として不適切に集計していたこと。また、開票事務の終了後に見つけた集計されていない投票用紙を処分していたというものです。

このことは、有権者の貴重な一票を無効にする結果となるとともに、選挙管理委員会が担うべき、法令を遵守し公正中立な選挙管理の信頼を損ねる、民主主義の根幹に関わることでありました。この事件はたちまち全国的なニュースとなり、甲賀市役所への信用を失墜してしまいました。

今後、失われた甲賀市における選挙事務への信頼を取り戻すためには、選挙事務に携わる職員すべてが「正しく適正な選挙事務」をしっかりと理解し、単なる作業ではなく自らの本業務という意識を強く持つ事が重要となります。

今回のような選挙における不祥事は、ミスを隠そうという所から生まれます。もちろんミスが生じた際は、隠すのではなく、しっかりと報告し、公表し、原因を究明し、再発防止に努めることが必要です。ただ、それ以前にまずはどのようにしてミスを無くしていくかが重要です。選挙の管理執行におけるミスは、選挙無効につながるおそれもあり、各方面に与える影響は甚大です。ただ、そのミスの原因となるものは、ちょっとした不注意や確認ミスであることが大半であり、過去に同様のミスが他の自治体などで生じているケースがほとんどです。

本事例集は、これまでに全国で起こった選挙事務におけるミス発生事例を取り上げ、そのミスに対する事前の予防策を記載したものです。

選挙事務に携わる全ての職員は、甲賀市で重大な不祥事が発生したという事実を今後忘れることなく、過去に全国の投開票所でミスがあった事例を繰り返さないためにも、本事例集を熟読することで確実に理解し、選挙事務に携わらなければなりません。

2 過去に全国で発生した投開票事務におけるミス事例

(1) 投票所

ア 投票用紙の二重交付・二重投票

1. 衆議院小選挙区と比例代表の期日前投票を済ませた選挙人が、後日、再び期日前投票所を訪れた。ここでは、国民審査の投票用紙のみ交付すべきところ、小選挙区と比例代表の投票用紙も交付され投票した結果、小選挙区と比例代表が二重投票となった。
2. 期日前投票所を訪れた選挙人が「投票所入場券がない」と申し出たにもかかわらず、名簿対照を適切に行わないまま、小選挙区、比例代表、国民審査の投票用紙を交付した。これによりこの選挙人は交付をすでに受けた投票用紙によりそのまま投票を行ったが、実際には既に2日前にこれらの選挙等の投票をしていた。

【ミスの予防策】

- ・ 投票受付の際は、名簿対照係において投票状況の確認を確実に行う。
 - ・ 各投票用紙交付係にも伝わるよう、選挙人が持参した入場券や宣誓書の用紙交付欄の投票できない選挙の種別は消す。
 - ・ 投票用紙交付係は用紙交付欄を確認の上、投票用紙を交付する。
 - ・ 投票用紙交付の段階で棄権を申し込まれた選挙人がいた場合は、受付の段階で、全ての選挙を投票済としていることから、当該選挙人から棄権の申出があった事を、名簿対照係に伝えて投票状況に関して確実に修正をさせる。
3. 投票記載台に置かれたままの比例代表の投票用紙を、投函し忘れた投票用紙と投票従事者が思い込み、投票管理者と相談して投票箱に投函した。老眼鏡を取りに行くため当該投票用紙を記載台に置いたまま一時離れた選挙人から、投票用紙が無くなっているが、投票したいという申出を受け、二重に比例代表の投票用紙を交付した。
 4. 参議院議員通常選挙において、選挙区選挙の投票を済ませ、比例代表の投票を投函する際に、誤って選挙人が持ち込んだメモ用紙を投票箱に投函し、投票用紙を持ち帰ってしまった。約1時間後に当該選挙人が再度投票所に来て、投票用紙を返還した。(その投票を投票箱に投函することは出来ず、持ち帰りとしての処理となる)

【ミスの予防策】

- ・ 投票所において、投票管理者・立会人・従事者全員の目で、全ての選挙人が投票箱に投函したか、投票用紙を置いて帰っていないか、持ち帰っていないかを確認する。
- ・ 途中退場される選挙人がいた場合は、交付した投票用紙を一旦返却させ、名簿対照係において返却された投票用紙分についてのみ棄権扱いとした後に、再度来られた場合は、名簿と対照した後に、未投票の投票用紙のみを交付する。
- ・ 投票記載台の上に置かれたままの投票用紙を発見した場合は、投票管理者、立会人に報告した後に、投票所だけで判断せず、選挙管理委員会事務局に連絡し、指示を受ける事とする。

イ 投票用紙の交付誤り（選挙の種類等の誤り）

1. 衆議院小選挙区の投票用紙自動交付機に比例代表の投票用紙を誤って入れたため、3人の選挙人が比例代表の投票用紙で小選挙区の投票を行った。
2. 点字投票を行う選挙人に対し、衆議院小選挙区の投票用紙交付場所で比例代表の点字投票用紙を誤って交付し、かつ投票用紙を取り違えても有効票として取り扱われるという誤った説明を行った。
3. 点字投票の申出をした選挙人に対し、衆議院小選挙区用投票用紙を交付すべきところを比例代表の投票用紙を間違えて交付して投票がなされた。それが判明したあと、改めて小選挙区、比例代表、国民審査とすべての投票用紙を選挙人に交付し、すべての投票が行われたため、比例代表の投票用紙を2枚交付したこととなった。
4. 衆議院小選挙区の投票用紙を交付する際、政党名を記入するよう誤って案内した。

【ミスの予防策】

- ・ 投票用紙が二種類以上ある選挙の際は、各投票用紙の交付場所で、各投票用紙交付機にセットされている投票用紙が適切なものかを、事務主任者、各交付係の複数の目で確認する。
- ・ 交付の際に選挙人にお伝えする「〇〇を御記入ください」の内容についても事前に配布されている投開票事務テキストの内容と合致しているかを確認する。

- ・ 点字投票用紙を交付する際には、選挙の種類を複数人で確認すると共に、申出があったときにどのように対応するかの手順をあらかじめ決めておく。
- ・ 「別の選挙の投票用紙に記載しても有効票となる」というような誤った情報を伝えない。選挙人からの質問などで不明な点があれば、必ず選挙管理委員会事務局に問い合わせること。
- ・ 万一、誤った投票用紙を交付していた場合、投票箱への投函前であれば当該投票用紙を回収し汚損として処理した後に、選挙人へ再交付しても構わないが、投票箱への投函後に関しては、再交付が出来ない事を認識しておくこと。

ウ 投票所における本人確認・選挙人名簿との対照誤り

1. 親子で投票に訪れた子の方の選挙人（21歳）を未成年者（現在は18歳未満）と勘違いして投票用紙を交付しなかった。
※反対の事例として、11歳の子供を選挙人と勘違いし、投票させたという事例もある。
2. 自分と父親の2枚の投票所入場券を持参した選挙人に対し、衆議院小選挙区の投票用紙を本人の分1枚を交付すべきところ、2枚交付した。その結果、1人の選挙人が2枚の投票用紙に記載して投票を行った。
3. 息子の投票所入場券を持参して期日前投票所に来場した選挙人に対する本人確認を怠って投票させ、そのため当該入場券に係る息子本人が投票できなかった。
4. 期日前投票所を選挙人が訪れ、自分の投票を済ませたあと、身体障害者である夫の代理投票を行いたいと夫の身体障害者手帳を見せて申し出た。投票管理者の職務代理者は、市選管本部にその旨を連絡したところ、選挙人の夫がその場にいるものと思い込み、代理投票を行うことができる条件を示した。実際には期日前投票所に選挙人の夫がいないにもかかわらず、その選挙人に投票用紙は交付され、本人によらない投票が行われた。

【ミスの予防策】

- ・ 投票所において選挙人の本人確認や選挙人名簿との対照をする際は、思い込みで判断することなく、持参された入場券や、宣誓書と本人を見比べ、必要であれば本人であるか確認をすること。

- ・ 投票用紙の交付は必ず本人に行い、家族の分といえども、1人の選挙人に2枚の投票用紙を配らない。
- ・ 投票用紙の記入は原則として本人が行うものであり、本人の記入が難しいときに限り、事務従事者2名による代理投票が認められている。また当日及び期日前投票所での投票は本人が投票所に来ていないと投票が出来ない事もあわせて理解しておくこと。
- ・ 投票所と選挙管理委員会事務局でやり取りをする際は、思い込みを捨て、先入観をなくした後に、必要事項の確認を行う。

5. 県外へ転出届を出していた選挙人に対し、選挙人名簿との対照の際、その選挙人の県外転出の表示を見落として投票用紙を交付し、投票を行わせた。
6. 選挙人名簿に登録された年齢要件未到達者には、不在者投票を行わせるべきところ、期日前投票を行わせた。
7. 選挙期日に投票に訪れた選挙人について、選挙人名簿と対照した結果、期日前投票済みであると判断し、投票を拒否したが、当該選挙人は期日前投票はしていないと主張したため、仮投票を行わせた。当該選挙人は所轄警察署により事情聴取を受けたが、期日前投票所における選挙人名簿の表示誤りであると判明した。
8. 名簿対照の際、システムメッセージを誤認し、4ヶ月抹消前の選挙人に対して誤って投票ができない旨を説明し、投票を拒否した。

【ミスの予防策】

- ・ 選挙人名簿との対照は、入場券や宣誓書に記載されている名前と生年月日の両方を確認した上で行い、県外転出者や年齢要件未到達者の表示を見逃さないように注意する。また不明な点があれば、選挙管理委員会事務局に確認すること。
※転出者の選挙権については、選挙の種別により異なるため、事務に従事する前にテキストを読み理解しておく。

エ 投票録の記載誤り

投票録に「投票者数」を記入する際に当該欄に「投票所における投票者の総数」を誤って記入したため、投票結果を訂正することとなった。

1. 点字投票者を投票者数に加算し忘れた。
2. 投票録の点検を行ったところ、小選挙区の不在者投票者数および比例代表の投票者数の記載漏れがあった。

【ミスの予防策】

- ・ 投票録の書き方については、どの欄に何を書かなければならないかを十分に理解したうえで、事務の従事に臨むこと。
- ・ 投票録の作成者だけでなく、複数の目で確認し、転記ミスや記入漏れがないかを確認すること。
- ・ 投票録の記載誤りが、直接開票結果の誤りにつながるという事を自覚し、不明な点は必ず投票日前に選挙管理委員会事務局に確認をしておくこと。

オ 投票所における管理体制について

1. 期日前投票所で投票立会人が投票時間中に携帯電話で高校野球を観戦した。
2. 投票所において、選挙事務従事者が投票中にテレビをつけていた。
3. 投票所閉鎖時刻前に投票記載台を片付けたため、閉鎖時刻直前に来場した選挙人1名に、記載台ではなく、事務従事者が使用する受付機で投票用紙に記載させた。

【ミスの予防策】

- ・ 投票管理者、立会人と事務従事者双方が職務において高い意識を持ち、選挙人から見て不適切と思われる態度については注意を促すこと。
- ・ 業務上必要な機器（選挙速報に必要な携帯電話等）については、私用のものと思われないように注意する事。また、テレビで時間確認しないこと。※私用の携帯電話は使用しない。
- ・ 投票所の閉鎖時刻までは、投票環境を整えておくこと。

(2) 開票所

ア 開票確定後に投票用紙が発見された事例

1. ある開票所において、投票総数に対して集計の票数が41票少ないことが判明したが、不足の41票は発見できず、持ち帰り票として処理し、開票確定の発表を行った。その後、投票計数機に41票の投票用

紙が挟まっているのが発見された。

2. 開票作業終了後に、開票作業を縮小する段階で、撤収用物資に混入し、一緒に場外へ搬出されたものと思われる 8 票の記載済み投票用紙が見つかった。
3. 投票者数と投票総数との差 80 票を持ち帰り票として開票確定した後日、開票所の撤収作業中に、積み重ねられたカゴの間から投票用紙 80 枚が発見された。

【ミスの予防策】

- ・ 開票作業時には、投票箱、計数機、分類機、その他の物資等の中に、投票用紙が残らないように、各担当により随時確認を行うこと。
 - ・ 開票事務テキストを熟読し、自らの係だけでなく他の係への適正な票の動線を理解し、遵守すること。
 - ・ 投票者数に対して、投票総数が不足した際に、自分の係はどの部分をチェックすればよいか等を事前に想定しておくこと。
- ※なお、実際に投票者数と投票総数に齟齬が生じた際の対応については、危機管理マニュアルを参照のこと。

イ 投開票結果の集計・報告誤り

1. 開票録システムへ入力する際、ある政党の得票数を別の政党の名簿登録者の得票数として入力していた。
2. 無効投票の集計が終了していないのに、仮集計を本集計として確定させた。
3. 得票結果をシステムで入力する際に欄を間違えた。
4. 無効票とすべき 4 票を、「有効投票であるが記載を無効とされた票」として計上していた。

【ミスの予防策】

- ・ 開票結果をパソコンのエクセル表等へ入力する際は慎重に行うだけでなく、入力後の指差し確認、また別の者の目で再点検を行うこと。
- ・ 入力する欄については、事前に様式を確認しておき、開票日当日に確認することがないように心がけること。また万一当日に少しでも疑わ

しいところがあった場合は、思い込みで入力するのではなく、選挙管理委員会事務局へ確認を行うこと。

- ・ 開票の進捗状況については思い込みではなく、総括指揮に確認をすること。

ウ 開票所における管理体制について

1. 開票作業中、事務従事者の1人からアルコール臭がしたが、開票係主任者は作業に差し支えないとして作業を行わせた。
2. 開票作業を終了した点検担当係員が、携帯電話で選挙情報をインターネットで閲覧した。

【ミスの予防策】

- ・ 投開票事務を遂行するにあたって、事務従事にあたる職員は、万全の状態でも臨まなければならない事を自覚すること。また、万一万全の状態ではない職員がいると思われた場合は、各係の主任者より統括指揮へ報告し指示を受けること。
- ・ 投開票所において私用の携帯電話の使用は禁止されているため、どうしても使用をしなければならない場合は、事情を説明した後に、投開票所外において使用すること。

参考文献

選挙管理事務におけるミス発生事例集

監修 小島勇人

編集・発行 株式会社国政情報センター（平成26年4月30日発行）